

令和6年度定期監査報告書

令和6年11月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【前期】

第3 監査の対象

令和5年度・令和6年度（9月末日まで）の壱岐市一般会計及び特別会計

第4 監査の着眼点（重点項目）

1. 市単独の補助金・助成金について
2. 税（延滞金含む）・使用料等の収納状況及び未収金（債権の分類状況等）について
3. 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
4. 歳計外現金の取扱いについて
5. 工事及び委託契約の締結状況について
6. 繰越事業の発注等進捗状況について
7. 庁用車の運行管理について
8. 職員の勤務状況について
9. 指定管理者制度導入施設について
10. 備品管理について

第5 監査の実施内容

1. 監査基準日 令和6年9月30日
2. 実施期間 令和6年11月1日から11月11日までのうちの5日間
3. 場所 市役所郷ノ浦庁舎第2応接室、市役所石田庁舎応接室
4. 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
5. 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、例月検査の結果、前回までの監査等で指摘した事項の是正等の確認に主眼をおき、関係職員からの説明または報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

6. 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署
1 1 月 1 日	観光課、財政課、会計課、危機管理課、管財課、郷ノ浦支所
1 1 月 5 日	政策企画課、総務課・選挙管理委員会事務局、商工振興課、情報管理課
1 1 月 6 日	老人ホーム、市民福祉課、いきいろ子ども未来課、税務課、保護課
1 1 月 8 日	農林課（農業機械銀行含む）、農業委員会事務局、石田支所、水産課
1 1 月 1 1 日	S D G s 未来課

第6 監査の結果

1 意見等

令和5年度及び令和6年度（9月末日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

一方、調定及び支出負担行為の遅延、一部不適正な処理などが見受けられたので、内部統制の強化に努めること。

また、補助金・助成金の交付関係で見直し等の検討を要する事項が見受けられた。

被監査部署における事務の執行について、「2 指摘事項等」のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

2 指摘事項等

（1）危機管理課

【指導事項】

壱岐市災害資金貸付基金の償還において、3件、481,000円が長期の延滞金となっているので、回収管理に努めること。

（2）政策企画課

【指摘事項】

壱岐市ふれあい交流事業補助金は、独身男女の交流活動を推進し、晩婚化、非婚化及び少子化に歯止めをかけるため、壱岐市内の団体が行う交流事業に対して交付するものと規定している。しかしながら、結婚の促進を目的としたイベントとはいえず、補助金交付要綱に定める趣旨にそぐわない事業（対象者及び内容等）に対する補助金の交付が見受けられる。事業の内容を十分審査、調査のうえ適正な補助金交付を行うこと。

(3) 総務課・選挙管理委員会事務局

【指導事項】

- ① 時間外勤務について、労働基準法に定める年間360時間を超える職員が複数見受けられる。要因の整理、分析及び検証を行い改善されたい。
- ② 職員の給与において、過誤等により追加支給又は返納が発生した場合は、翌月の給与で調整するよう努力すること。
- ③ 壱岐市職員福利厚生費補助金については、壱岐市補助金等交付規則により交付されているが、福利厚生費交付要領等を作成し、基準を設けて対応することを検討されたい。

(4) 老人ホーム

【意見】

合鍵の作成をしているが、金庫及び執務室等の鍵の管理簿を作成し、適切な管理を行うこと。

(5) 市民福祉課

【指導事項】

災害援護資金貸付金滞納額332,570円の回収管理に努めること。

(6) いきいろ子ども未来課

【指導事項】

保育所利用料未収金滞納分689,490円の回収整理に努めること。

(7) 税務課

【指導事項】

市税・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納繰越分の未収金の縮減に努めること。

(8) 保護課

【指導事項】

生活保護扶助費返還金（過年度分）3,605,343円、生活保護扶助費徴収金（過年度分）15,963,848円、生活保護費返納金（過年度分）854,728円の回収整理に努めること。

(9) 農林課・農業機械銀行

【指導事項】

- ① 農地等災害復旧費受益者分担金未収金（滞納繰越分）5件、504,059円の回収整理に努めること。
- ② 堆肥売払未収金（滞納繰越分）5件、123,200円、堆肥センター利用料未収金（滞納繰越分）4件、73,100円の回収整理に努めること。

- ③ 農業機械銀行使用料未収金（滞納繰越分）４件、７２１，２４０円の回収整理に努めること。

（１０）ＳＤＧｓ未来課

【指導事項】

〈まちづくり協議会関係〉

- ① 収支決算書について、各活動の経費の金額が明確でない。事業実績報告書に経費の内訳等を記載し、決算書に事業名と費用合計を記載する等、様式を検討すること。
- ② まちづくり協議会に対して、出納簿及び支出伝票の様式データが提供されており、その使用は各協議会に委ねられているが、支出科目の判断基準について一覧表等を作成し指導を行う必要がある。
- ③ 交付金（基礎額）の繰越額を数年に亘り繰越している状況等もあるので、交付額支出の見直しを検討すること。
- ④ 旅費・出務手当等の支出があるが、支出基準等を作ることを検討すること。

第７ 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指摘事項、指導事項のみ）は、令和７年５月２６日（月）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。